

長崎市監査公表第 6 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 3 年 4 月 27 日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 長崎市監査委員 | 三 | 井 | 敏 | 弘 |
| 同 | 三 | 谷 | 利 | 博 |
| 同 | 奥 | 村 | 修 | 計 |
| 同 | 林 | | 広 | 文 |

1 監査の種類

定期監査及び行政監査(平成 31 年 3 月 19 日付 長崎市監査公表第 3 号)

2 監査の期間

平成 30 年 9 月 19 日から平成 31 年 2 月 25 日まで

3 措置を講じた部局

| 区分 | 部局名 | 所属名 |
|----|-------|-------|
| 指摘 | 水産農林部 | 農林振興課 |

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

| 所属名 | 指摘 | 措置 |
|------------------------|--|--|
| <p>水産農林部 農林振興課</p> | <p>1 支出事務について</p> <p>(1) 担い手農家支援特別対策事業費補助金について</p> <p>当該補助金は、長崎市担い手農家支援特別対策事業補助金交付要綱（平成 16 年 5 月 11 日告示）で対象事業や補助率を定めている。しかし、事業名や補助率が現在の国や県の補助メニューと一致しておらず、平成 17 年度以降、要綱を改正することなく、国や県の補助メニューを当該補助金の対象事業とする運用により補助金を支出していた。</p> <p>補助金は、公益上必要があると認めた場合に支出するものであることから、公益上の必要性についての基本的事項を定めた長崎市補助金等交付規則及び各補助対象事業の目的、対象経費、補助率等の根拠規定である補助金交付要綱等に基づき執行しなければならない。</p> <p>今回の場合、国や県の補助メニューの改正にあわせて要綱改正を行い、告示を経て執行すべきものであるが、補助金交付に対する職員の認識不足や根拠なき前例踏襲により、所定の事務手続きを行わず、長年にわたり補助金を支出してきたことは、公益上の必要性が不明瞭であり、市民に対して補助金執行における透明性や公平性を欠くことから、実態に即した要綱に改正し、適正な事務処理を行われたい。</p> | <p>国や県の補助メニューの改正にあわせて要綱改正を行い、告示を経て執行すべきとの指摘に対して、長崎市担い手農家支援特別対策事業補助金交付要綱を廃止し、国、県の事業ごとに要綱制定を行った。</p> |